

篠栗町飲食店利用促進クーポン券取扱事業者募集要項  
(篠栗町飲食店利用促進事業)

1 目的

篠栗町が事業継続に向けた飲食店への支援を目的として行う、篠栗町飲食店利用促進事業において、篠栗町飲食店利用促進クーポン券（以下「クーポン券」という。）を取扱う事業者（以下「取扱事業者」という。）を募集することを目的とします。

2 取扱事業者

取扱事業者とは、料金に応じて利用者にクーポン券を配布し、かつ、精算時に利用者から提出されたクーポン券について、その枚数に応じた額を料金から割引く飲食店です。

3 取扱事業者の登録資格

取扱事業者に登録できるのは、以下のいずれにも該当する飲食店の事業者とします。

- (1) 申請日時点で篠栗町内に飲食サービスを主とする事業所、店舗を有すること。  
ただし、町の施設以外で、主たる目的が飲食サービスではない施設内の事業所、店舗等を除きます。
- (2) 食品衛生法に規定する飲食店営業の許可を受けていること。
- (3) 町税を滞納していないこと。
- (4) 篠栗町暴力団排除条例（平成22年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が経営に関与しないこと。
- (5) 社会通念上不適切であると判断される事業者でないこと。

4 登録申請手続

(1) 申請方法

篠栗町飲食店利用促進事業登録申請書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて次項に定める期限までに篠栗町役場産業観光課へ提出してください。

- ① 食品衛生法に基づく飲食店営業許可証の写し
- ② その他町長が必要と認める書類

(2) 応募締切

令和2年7月15日（水）（必着）

(3) 取扱事業者の決定

申請の内容を審査し適当と認めたときは、篠栗町飲食店利用促進事業登録通知書（様式第3号）により通知します。クーポン券、店頭にご貼っていただくポスターは、後日通知する期間内に来庁の上、お受け取りください。

(4) その他

- ① 取扱事業者登録申請書の書式は、篠栗町ホームページからダウンロードできるほか、篠栗町役場産業観光課で受け取ることができます。
- ② 事業所（店舗）が複数ある場合は、事業所（店舗）ごとに申請書を提出してください。
- ③ 決定後、申請した内容に変更がある場合は速やかに篠栗町役場産業観光課まで申し出てくだ

さい。

## 5 その他留意事項

新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策を実施した上での営業をお願いします。

登録申請にあたっては、篠栗町飲食店利用推進事業実施要綱、篠栗町飲食店利用促進クーポン券取扱要領の記載事項を熟読の上、その内容を遵守してください。

本要項に記載されていない事項及び不明な事項は、篠栗町役場産業観光課までお問い合わせください。

## 6 問合せ先

篠栗町役場産業観光課 商工観光係

〒811-2492 篠栗町中央一丁目1番1号

TEL 092-947-1217 FAX 092-947-7977

E-mail:shoukou@town.sasaguri.lg.jp